

ロシアにおけるテロ対策強化の動向

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 小泉 悠

【目次】

はじめに

I ロシアにおけるテロ対策の背景と概要

- 1 チェチェン戦争とテロの脅威の高まり
- 2 今後の懸念材料

II テロ対策強化に向けた取組

- 1 ロシアにおけるテロ対策の推移
- 2 テロ対策強化に関する最近の動向

おわりに

はじめに

近年、ロシア政府はテロリズム（以下、「テロ」という。）対策を安全保障政策上の最重要課題として位置付け、積極的な取組を進めている。

ソ連時代にもテロは発生していたものの、いずれも小規模なものであり、頻度も高くはなかった。これに対してソ連崩壊後のテロは、犠牲者の数が多く、しかも発生頻度が大幅に高まっているのが特徴である。後述するように、この傾向は2000年代以降に特に顕著になってきた。

ロシア内外の情勢変化によって、今後、テロはさらに激化することが予想されている。これに対してロシア政府は、テロ対策に関わる法制度の改正やテロ対策機関の権限強化などを通じ、テロ対策の強化を進めている。

I ロシアにおけるテロ対策の背景と概要

1 チェチェン戦争とテロの脅威の高まり

(1) 第1次チェチェン戦争

ロシアにおける大規模テロの大部分は北カフ

カス地域のイスラム過激派組織によって実行されてきた。北カフカス（英語では北コーカサス）地域とは、黒海とカスピ海の間位置するロシア南部の地域であり、行政区分上は北カフカス連邦管区に分類される（ロシア全体では8つの連邦管区が存在する）。北カフカス連邦管内はチェチェン、ダゲスタン、イングーシ、カラチャイ＝チェルケシア、カヴァルディノ＝バルカルといった少数民族ごとの共和国で構成され、ロシア系住民は全体の30%程度しか存在しない。

北カフカス地域における紛争は、もともとチェチェンにおける民族独立運動として始まり、1994年から1996年にかけては、チェチェン独立を認めないロシア政府との間で武力紛争（第1次チェチェン戦争）へと発展した。この戦争中、シャミル・バサーエフ（Shamil Basaev）司令官らに率いられたチェチェン独立派は病院の占拠などによる人質戦術を展開するようになり、テロ対策がロシアの治安対策上、重要な課題となった。

(2) 第2次チェチェン戦争とイスラム過激派の台頭

1999年に第2次チェチェン戦争が始まると、ロシア軍は、それまで事実上の独立状態にあったチェチェンの大部分を短期間で奪回することに成功した。これに対し、チェチェン独立派は山岳部へと拠点を移し、チェチェン共和国のアフマド・カディロフ大統領の暗殺や、首都グロズヌイの市庁舎爆破などのテロ活動を継続するとともに、チェチェン域外にも活動範囲を広げ始めた。2002年、首都モスクワでチェチェンのイスラム過激派が劇場を占拠し、チェチェンからのロシア軍撤退を要求して人質を取って立

てもる事件が発生した（最終的にロシア内務省が鎮圧したものの、テロリスト 50 人と人質 120 人が死亡）。さらに 2003 年から 2004 年にかけても数十人規模の死者を出す大規模テロがロシア全土で相次ぎ、特に 2004 年に北オセチア共和国のベスランで発生した学校占拠事件では、人質となった児童 334 人のほか、テロリスト、治安部隊員など合計で 386 人もの死者を出した。

また、2000 年代以降の特徴としては、チェチェン独立派よりもイスラム過激派が主流となり、北カフカス全域にイスラム法（シャリーア）の支配を導入することに目的が変質していったことが挙げられる。この結果、従来は各民族に分かれて活動していた武装組織が次第に連携を強め、2007 年には自称「カフカス首長国」として北カフカス全体に広がる連合体を形成するようになった。

イスラム過激派グループは 1990 年代から存在していたものの、2000 年代以降に特に影響力を伸ばした背景としては、ロシアの統治下における政府機関職員の汚職や治安機関による過酷な弾圧、マフィアの跋扈といった状況に対して、過激なイスラム思想が住民にとって求心力となったという事情が指摘される⁽¹⁾。また、こうしたイスラム過激派組織にはアフガニスタン戦争でソ連軍と戦った経験を持つアラブ諸国のイスラム戦士（ムジャヒディーン）や、アル＝カーイダ系のイスラム過激派国際テロ組織も参加していると見られる。

これに対してロシア政府は北カフカス全域における大規模な掃討作戦を展開するとともに、テロで暗殺されたチェチェン共和国のアフマド・カディロフ（Akhmad Kadyrov）大統領の

一族によって強権的な統治を実施させるなどして一定の安定化を達成し、しばらくの間、大規模テロを抑え込むことに成功した。これを受けて、2009 年、ロシア政府は第 2 次チェチェン戦争の終結を宣言した。

(3) 2009 年以降の動向

しかし、2009 年以降、イスラム過激派によるテロはむしろ活発化する傾向にある。2009 年にはイングーシ共和国のユヌス＝ベク・イエフクロフ（Yunus-bek Yevkurov）大統領を狙った爆破テロ、モスクワとサンクトペテルブルグを結ぶ「ネフスキー・エクスプレス」の爆破テロに加え、3 件の自爆テロが連続して発生した。自爆テロの発生は、2004 年のモスクワ地下鉄における自爆テロ以来、5 年ぶりであった。これ以降、モスクワでは地下鉄駅や空港を狙った自爆テロが相次いだほか、北カフカスにおいても自爆テロや政府機関への攻撃が再開され、対テロ作戦法レジーム（II -1 参照）が頻繁に導入されるようになった。

さらに 2012 年には、イスラム教徒の多いタタールスタン共和国においてイスラム聖職者を狙った爆破テロ事件が発生したほか、2013 年にはヴォルゴグラードでも連続爆破テロが発生するなど、これまで目立ったテロの発生していなかった地域が大規模テロの標的となる傾向が見られるようになってきた。特にヴォルゴグラードの連続爆破テロについては、2014 年の冬季オリンピック会場であるソチに近いことから、前述した「カフカス首長国」の指導者ドク・ウマーロフ（Doku Umarov）が「ソチ・オリンピックをあらゆる手段で妨害する」と述べていたこととの関連で大きな注目を集めた。ロシア連邦

※ 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は 2014 年 7 月 11 日である。

(1) Maciej Falkowski and Mariusz Marszewski, "The 'Tribal Areas' of the Caucasus: The North Caucasus – an enclave of 'alien civilization' within the Russian Federation," *Prace OSW*, No. 34, April 2010. pp.45-63. <http://www.osw.waw.pl/sites/default/files/prace_34_1.pdf>

捜査委員会のアレクサンドル・バストルイキン (Aleksandr Bastrykin) 委員長によれば、2013 年にはロシア全土で 661 件のテロ犯罪が確認され、うち 31 件がテロ攻撃と認定されている⁽²⁾。

また、2013 年 11 月には、タタールスタン共和国で旅客機が墜落し、同国大統領の長男と FSB (連邦保安庁。II -1 参照) のタタールスタン支局長が死亡するという事件が発生した。これについても、事故ではなくテロであった可能性が指摘されている⁽³⁾。

2009 年以降にテロが激化した背景としては、I -1 (3) で述べた理由で北カフカス地域の住民がロシアによる統治に不満を募らせる中で、2009 年、対テロ戦争の終結によって多数の内務省国内軍がチェチェンから撤退するとともに夜間外出禁止令や移動制限などが撤廃されたことでテロ組織の活動が急激に活発化したという説明が見られる⁽⁴⁾。

2 今後の懸念材料

2011 年以降のシリア内戦にはカフカス首長国系のイスラム原理主義グループが「カフカス旅団」として参加しており、こうしたテロ組織がシリアで実戦経験や国際テロリストグループとの交流を蓄積して北カフカスへ帰還してくる事態に対して、ロシアの治安当局は懸念を表明している⁽⁵⁾。

また、2014 年中に米軍のアフガニスタン撤退が予定されていることも懸念材料である。中央アジアでは 1990 年代からイスラム過激派によるテロや政府機関への攻撃が相次いでおり、1999 年から 2000 年にかけて、アフガニスタンを拠点とするイスラム過激派勢力タリバーンが、キルギスタン、タジキスタン、ウズベキスタンなどで活発なゲリラ戦を展開していた。その後、アフガニスタンにおいて米国を中心とする対テロ戦争が始まるとタリバーンの勢力は一時的に低下したものの、近年、再び勢力を盛り返しているとされる。こうした状況下で米軍が撤退すれば、再び中央アジア一帯が不安定化し、北カフカス等に対しても波及することが懸念されている⁽⁶⁾。

さらに北カフカスにおけるテロ活動が活発化することで、ロシア国内ではカフカス系民族に対する民族的憎悪が高まっており、カフカス系民族を標的とする殺人や暴動も発生するようになってきた。テロに付随して高まるこうした民族的憎悪も、ロシアの治安対策上、大きな課題となりつつある。

II テロ対策強化に向けた取組

1 ロシアにおけるテロ対策の推移

(1) 連邦保安庁及び内務省

(2) “Russia hit by 31 terror attacks in 2013 - chief investigator,” *Russia Today*, 2014.2.27.

(3) ロシア連邦捜査委員会タタールスタン支部副部長は、墜落原因がテロであった可能性を排除することなく捜査を行う方針であると述べている。“Следком Татарстана не исключил, что на борту «Боинга» произошел теракт,” *Комсомольская Правда* (「ボーイング機上でテロがあった可能性をタタールスタン捜査委員会は否定しなかった」『コムソモーリスカヤ・プラウダ』), 2013.11.17.

(4) ヤコブ・ヘデンスコグ「プーチン大統領とロシア連邦の北コーカサス地方における対テロ政策」カロリナ・ベンディル・パリシ、兵頭慎治編『隣国からの視点—日本とスウェーデンから見たロシアの安全保障—』(国際共同研究シリーズ 8) スウェーデン国防研究所・防衛省防衛研究所, 2012, p.136. <http://www.nids.go.jp/publication/joint_research/series8/pdf/cover.pdf>

(5) “Подают на джихад. В Поволжье активно проходит сбор материальной помощи российским исламистам, воюющим в Сирии,” *НОВЫЕ ИЗВЕСТИЯ* (「ジハードに捧げる。ヴォルガ地方ではシリアで戦うロシア人イスラム教徒への支援物資集めが活発に行われている」『ノーヴィエ・イズヴェスチヤ』), 2013.8.21.

(6) “Россия готовится к войне на своей территории,” *Независимая газета* (「ロシアには自国領土で戦う準備ができている」『独立新聞』), 2013.6.27.

ソ連時代のテロ対策は主としてKGB（国家保安委員会）の防諜・国内治安機関である第2総局が担当していたが、ソ連崩壊後、KGBは総局又は局ごとに分割された（ソ連崩壊時点で、KGB本部には管理機構として5つの総局と12の局が存在していた）。この結果、ソ連崩壊後のロシアでは、旧KGB第2総局を再編して1995年に設立されたFSBがテロ対策を担うこととなった。FSB内には対テロ用特殊部隊などで構成される対テロ・センターが設置され、1997年には、同センターが憲法体制擁護及び対テロ局へと拡張された。

このほかには内務省にもテロ組織の捜査機関や対テロ特殊部隊が設立された。

(2) 「テロとの戦い法」

法制度面では、最初のテロ対策法として1998年度連邦法第130号「テロとの戦いについて」（以下、「テロとの戦い法」という。）が制定された⁽⁷⁾。同法は、テロ対策における原則、目的・目標、テロの定義、防止・処罰・テロ行為後の対応策などを規定したものであり、ロシアにおけるテロ対策の根幹をなす法律である。

(3) 「テロ資金洗浄防止法」

また、2002年には「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」をロシアが批准したことを受けて、2001年度連邦法第115号「非合法的な手段によって入手した資金の合法化（洗浄）に関する対策について」が「非合法的な手段によって入手した資金の合法化（洗浄）及びテロに対する資金供与に関する対策につい

て」⁽⁸⁾（以下、「テロ資金洗浄防止法」という。）に改正された。この改正により、取引の一方が上記条約に参加していない国に登記、居住若しくは滞在している自然人若しくは法人である場合、又は取引の一方が上記の国に登記している銀行に口座をもって銀行送金、現金取引若しくは有価証券の取引を行う場合については、管轄機関による統制が義務付けられることとなった。

(4) 「テロ対策法」

しかし、1999年末から2000年代前半にかけて大規模なテロが相次ぐようになると（I-1(2)参照）、ロシア政府はテロ対策の抜本の見直しを決定し、2006年度連邦法第35号「テロ対策について」⁽⁹⁾が制定された（以下、「テロ対策法」という。）。

テロとの戦い法が治安機関や特殊機関による対テロ活動のみについて規定していたのに対し、テロ対策法ではそれ以外の政府機関、地方自治体及び市民まで含めた包括的なテロ対策について規定しているのが大きな特徴である。より具体的には、テロ対策に連邦軍を投入する際の条件が明確化されたほか、前述のFSBがテロ対策を統一的に管理するとされた。

さらにテロ対策法では「対テロ作戦法レジーム（KTR）」の概念が導入された。KTRは、対テロ作戦が実施される地域において施行される一種の非常事態宣言であり、施行期間中は特定の場所・施設に対する立入り制限、移動・通信の制限、対テロ作戦当局による身分証明証の検査や私有地への無制限の立入りなどが認められる⁽¹⁰⁾。

(7) Федеральный закон от 25.07.1998 N 130-ФЗ. *О борьбе с терроризмом*. <<http://www.scrf.gov.ru/documents/17/30.html>>

(8) Федеральный закон от 07.08.2001 N 115-ФЗ. *О противодействии легализации (отмыванию) доходов, полученных преступным путем, и финансированию терроризма*. <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_162816/>

(9) Федеральный закон от 06.03.2006 N 35-ФЗ. *О противодействии терроризму*. <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_162642/>

(10) テロ対策法についての詳細は以下を参照。溝口修平「ロシアのテロリズム対策」『外国の立法』No. 228, 2006.5, pp. 145-152. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000361_po_022809.pdf?contentNo=1&alternativeNo=

(5) 国家対テロ委員会

同じ2006年には、2006年度大統領令第116号「テロ対策に関する施策について」により、国家対テロ委員会（NAK）が設置された⁽¹¹⁾。NAKはテロ対策に関して大統領に提言を行ったり、テロの原因や再発防止策についての分析を行ったりするとともに、実際に大規模テロが発生した場合には各省庁、連邦構成主体⁽¹²⁾、地方自治体の対テロ活動を調整する調整機関としての役割も果たす。NAKの委員長はFSB長官が兼任すると規定されているため、テロ対策法に関して述べたとおり、FSBが国家的なテロ対策の中心と位置付けられていることになる。NAKにはこのほか、委員として国防大臣、内務大臣その他の国防・治安関係機関の長が参加する。また、NAKには連邦構成主体ごとに支部も設けられている。

(6) 北カフカス連邦管区の新設

さらに2010年には、これまでロシアを構成していた7個の連邦管区のうち、南部連邦管区の北カフカス部分だけを独立させて8番目の北カフカス連邦管区が設置された。これには、テロの頻発する危険地域である北カフカスを他の地域から隔離する意図があったと言われる⁽¹³⁾。

2 テロ対策強化に関する最近の動向

ロシア政府は近年、テロ組織や非合法武装集団の脅威が再び高まっているとして（I -1 (3) 参照）、テロ対策の更なる強化を打ち出している。2013年以降の主要な動きは次のとおりで

ある。

(1) 「公安概念」の策定

2013年11月、ロシア政府は初の「ロシア連邦国家公安概念」⁽¹⁴⁾（以下、「公安概念」という。）を策定した。従来、ロシアの安全保障政策は、安全保障会議の策定する「2020年までの国家安全保障戦略」を基礎として、軍事、外交、情報、海洋といった個別の分野ごとに策定されていたが、治安分野に関してはこの種の文書が策定されてこなかった。2013年に初めて策定された公安概念では、ロシアの社会的状況を「不安定」と位置付けた上、そのような不安定をもたらす要因の第2位にテロを挙げている（第1位は犯罪）。公安概念によれば、ロシアでは依然としてテロの脅威は高い水準にあり、テロによる被害の規模も大きい。さらにテロリストは自らの活動範囲を拡大しようとしているばかりか、外国からもテロリストが流入し、資金や武器の援助を行っているとしている。また、このような情勢認識に基づき、住民や重要施設の保護、多くの人々が参集する場所の安全確保などの措置が必要であると指摘している。

(2) 施設・インフラ等のテロ対策強化

2013年7月23日連邦法第208号「施設の対テロ防護体制の問題に関する一連のロシア連邦法の改正について」（以下、施設対テロ防護法という。）⁽¹⁵⁾によって、テロ対策法第3条第6項に、「施設（領域）の対テロ防護体制（антитеррористическая защищенность объекта

(11) Указ Президента РФ от 15.02.2006 N 116. *О мерах по противодействию терроризму*. <<http://nac.gov.ru/content/3915.html>>

(12) ロシア連邦を構成する州、地方、共和国、連邦市、自治区及び自治管区を指す。

(13) Иван Сухов, “Почему возвращаются смертники,” *Московские новости*（イワン・スーホフ「何故、自爆テロが再開されたのか」『モスコフスキエ・ノーヴォスチ』）, 2011.4.11.

(14) *Концепция общественной безопасности в Российской Федерации*. <<http://www.kremlin.ru/acts/19653>>

(15) Федеральный закон от 23.07.2013 N 208-ФЗ. *О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации по вопросам антитеррористической защищенности объектов*. <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_149654/>

(территории)」という概念が導入された。これは、建造物その他の施設や集合住宅がテロの実施を防止できる状態にあることを示す概念であり、ロシア連邦政府は、その実施手順に盛り込むべき必要事項、対象となる建造物等の分類、その実施手順の作成及び監督に関する手続等を決定する(テロ対策法第5条第2項)。また、施設対テロ防護法によって2007年2月9日連邦法第16号「輸送の安全について」第8条が改正され、交通機関に付属する建物にも「施設の対テロ防護体制」の適用が義務付けられた⁽¹⁶⁾。

さらに2014年2月3日連邦法第8号「連邦法「警察について」第12条及び「ロシア連邦行政義務違反法典」第28条第3項の改正について」⁽¹⁷⁾では、輸送施設及びエネルギー関連施設(TEK)についても対テロ防護体制を適用することが義務付けられた。しかも、TEKの場合は実施状況を警察が監督するとともに、違反した場合には行政義務違反法典に基づいて行政罰も科せられる。

以上のような重要施設防護に関する取組は、前述した公安概念などを取り入れたものと考えられよう。

(3) 経済面でのテロ対策とテロへの関与に対する罰則強化

2013年11月2日連邦法第302号「個別のロ

シア連邦法の改正について」⁽¹⁸⁾では、テロに対する経済面での対抗手段とテロへの関与に対する罰則の強化が盛り込まれた。

第1に、民法典第235条が改正され、テロに使用されるおそれがあると裁判所が判断した金銭、有価証券その他の資産に関する所有権を一時的に停止することが可能となった。また、1995年8月12日連邦法第144号「犯罪捜査について」⁽¹⁹⁾が改正され、テロ行為を行った者の近親者や知人が当該のテロ行為に関係して金銭、有価証券、その他の資産を得ていたと疑われる場合には、正式の捜査が開始される前の段階で関連情報を捜査当局が収集することが認められた(第7条)。

第2に、刑法典第205条の改正によって、テロの実行だけでなく、その訓練を受ける罪、謀議を行う罪及びこれに関与する罪並びにテロ組織を結成する罪が新設された。また、刑法典第208条第1項が改正され、ロシア連邦法に基づかない非合法武装組織を設立した場合の刑の上限が、従来の懲役7年から懲役10年に引き上げられた。さらに、刑法典第208条第2項の改正により、ロシア国内だけでなく国外において非合法武装組織に参加する罪も設けられた(第3条)。

第3に、テロ対策法第18条第1項も改正され、テロリズムを実行した本人や、その関係資金等

(16) 施設対テロ防護法では対テロ防護体制の内容を具体的に定めていない。しかし、モスクワ州が独自に制定した2010年度モスクワ州条例第703/73号「モスクワ州内に所在する商業施設、飲食店及び公共サービス施設における対テロ防護確保のための施策について」の付属文書では、床面積1,000 m²以降の商業施設、収容人数100人以上の飲食店又は床面積400 m²以上の公共サービス施設について、テロ発生時を想定したマニュアルの作成、避難経路の確保、監視装置、火災報知機、火災消火器の設置などを義務付けている。同条例の詳細については、モスクワ州消費者市場及びサービス省公式サイト以下のページを参照。〈<http://mpru.mosreg.ru/dokumenty/antiterroterroristicheskaya-zashchishchennost-obektov-potrebitelskogo-rynka-i-uslug/>〉

(17) Федеральный закон от 03.02.2014 N 8-ФЗ. *О внесении изменений в статью 12 Федерального закона "О полиции" и статью 28.3 Кодекса Российской Федерации об административных правонарушениях.* 〈http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_158409/〉

(18) Федеральный закон Российской Федерации от 2 ноября 2013 г. N 302-ФЗ. *О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации.* 〈<http://www.rg.ru/2013/11/06/izmenenia-dok.html>〉

(19) Федеральный закон от 12.08.1995 N 144-ФЗ. *Об оперативно-розыскной деятельности.* 〈http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_156039/〉

を提供した親族・知人等が、テロによって生じた損害の賠償責任を負うことが規定された（第7条）。

(4) 過激主義への罰則強化

2014年2月3日連邦法第5号「ロシア連邦刑法典及び刑事訴訟法典第31条の改正について」²⁰⁾により、過激主義に対する罰則が強化された。具体的には、過激主義的行動を公然と呼び掛ける罪（刑法典第280条）の罰則は従来、罰金30万ルーブル以下、懲役2年以下又は禁錮3年以下であったが、これが罰金10万ルーブル以上30万ルーブル以下、懲役3年以下又は禁錮4年以下へと変更された²¹⁾。

同様に、憎悪及び敵対心を煽り、性別、人種、国籍、言語及び宗教的特徴並びに社会的属性に基づいて人間の尊厳を侮辱する罪（刑法典第282条）の罰則が懲役2年以下から懲役4年以下へと引き上げられた。

(5) テロ対策法等の大幅改正

2014年5月5日連邦法第130号「個別のロシア連邦法の改正について」²²⁾（以下、「テロ対策強化法」と呼ぶ。）は、これまで述べてきた最近のテロ対策強化よりも総合的な内容を持ち、2006年のテロ対策法成立以来の大きな動きとして注目される。

第1に、1995年4月3日連邦法第40号「連邦保安庁について」²³⁾が改正され、FSBの捜査権限が大幅に強化された（テロ対策強化法第1条）。本来、テロ容疑者の捜査等を行うのは内

務省の任務であり、FSBは実際に発生したテロ事件への対処が主任務であったため、犯罪を行った疑いのある一般市民及び公務員の本人確認書類を確認する権限が認められているだけであった（「連邦保安庁について」第13条第1項i）。これに対して改正後は、本人確認書類の確認だけではなく、実際に取り調べを行う権限や、個人及びその所有物並びに輸送手段（自動車等）及びその積荷を監視する権限がFSBに与えられた。さらに、このような監視活動を実施する際の条件として、犯罪を行った疑いだけでなく、より軽微な行政義務違反の疑いがある場合も含まれるようになった。

第2に、前述したテロ資金洗浄防止法第6条が改正され、行政義務違反を理由としてテロへの関与が疑われる法人又は自然人による資金の出納を監視できるとの規定が追加された（テロ対策強化法第3条）。さらにテロ対策法第2条では行政義務違反法典自体も改正され、「テロに対する資金提供」という違反内容が新たに設けられた（行政義務違反法典第15.27.1条）。これにより、テロ組織、非合法武装集団、犯罪組織等に対して資金提供を行うこと、資金集めを行うこと及び金融サービスを提供することは行政義務違反となり、1000万ルーブル以上6000万ルーブル以下の罰金が科される。

第3に、刑法典が改正された（テロ対策強化法第4条）。刑法典第56条では、重犯罪（重大な結果を招く犯罪、武器や爆発物を使用した犯罪、過激な思想に基づく犯罪、妊婦に対する犯罪、非常事態宣言下での騒擾罪等）に対する禁

20) Федеральный закон Российской Федерации от 03.02.2014 N 5-ФЗ. *О внесении изменений в Уголовный кодекс Российской Федерации и статью 31 Уголовно-процессуального кодекса Российской Федерации*. <<http://www.rg.ru/2014/02/04/extremizm-site-dok.html>>

21) 1ルーブルは、約2.93円（2014年7月分報告省令レートに基づく。）である。

22) Федеральный закон от 05.05.2014 N 130-ФЗ. *О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации*. <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_162576/>

23) Федеральный закон от 03.04.1995 N 40-ФЗ. *О Федеральной службе безопасности*. <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_162648/>

錮刑の上限を 25 年間（裁判期間を含めて 30 年間）としていたが、テロに関与した場合には上限が 30 年間（裁判期間を含めて 35 年間）とする例外措置が設けられた。また、これに合わせて第 63 条が改正され、「テロの実施」が重犯罪の構成要件として追加された。

第 4 に、テロ対策法が改正され、連邦政府だけでなく各連邦構成主体政府にもテロ対策に関して大きな役割が与えられた（テロ対策強化法第 6 条）。従来のテロ対策法第 5 条では、各連邦構成主体は、大統領、内閣、連邦政府機関等とともに所定の権限の範囲内でテロ対策を行うとだけ規定されていた。これに対して今回のテロ対策強化法による改正では、テロ対策法第 5 条を補足する第 5.1 条が設けられ、連邦構成主体の行政機関の権限が次のように規定された。

第 5.1 条 テロ対策の領域におけるロシア連邦構成主体の行政機関の権限

第 1 項 ロシア連邦構成主体において上級の地位についている者（ロシア連邦構成主体政府における上級機関の長）の権限は、次に定めるとおりである。

- 1) ロシア連邦構成主体の領域内における国家的な対テロ政策を実現すること。
- 2) テロの予防並びにその影響の最小化及び除去に関するロシア連邦構成主体政府の機関の相互の活動を調整すること。
- 3) この法律の第 5 条第 4 項⁽²⁴⁾により、ロシア連邦大統領の決定を得て設立された機関の活動を行うこと。当該機関には、連邦構成主体の各地域機関の長が設置するもの、連邦構成主体政府が設置するもの及びその他の主体が設置するものがある。

第 2 項 ロシア連邦構成主体政府の上級機関の権限は、次に定めるとおりである。

- 1) テロの予防並びにその影響の最小化及び除去に関する施策並びに連邦構成主体政府プログラムを策定し及び実施すること。
- 2) 各連邦構成主体における政治的、社会・経済的及びその他の過程に関する観察結果に基づき、テロ行為の実施を可能とし、及びテロの社会的土壌を形成する紛争の発生原因を除去すること。
- 3) テロに関する思想を形成し、及び拡散し得る要因を発見及び除去するための手段を各連邦構成主体において実施すること。
- 4) 各連邦構成主体において発生したテロ行為の被害者の社会的リハビリテーションに参画すること並びにテロ行為によって法人及び自然人が受けた損害を補償すること
- 5) 各連邦構成主体の住民に対して、テロ行為による脅威の予測並びにその発生時における被害の最小化及び除去の方法に関する講習を実施すること。
- 6) テロ対策を実施する際の連邦構成主体政府の行政機関と地方自治体の行政機関の連携を強化するための訓練を実施すること。
- 7) 連邦構成主体政府の資産又は連邦構成主体政府機関の管理する施設（領域）の対テロ防護に関する規則を法人及び自然人に遵守させること。
- 8) テロの発生時における被害の最小化及び除去の任務にあたる連邦構成主体政府の部隊及び装備を効果的に運用するための常時即応体制を維持すること。
- 9) 各連邦構成主体内で発生したテロ行為の被害者並びにテロ行為の阻止及び救難作業に従事した者並びに破壊又は損傷した

(24) テロ対策法の第 5 条「テロ対策活動の組織的基礎」第 4 項を指す。

施設の機能及び環境安全保障の回復に従事した者に対して医療その他の援助を提供すること。

- 10) テロの予防並びにその発生時における被害の最小化及び除去に関する調査を実施するための地域間協力を実施すること。

以上のように、改正後のテロ対策法では、連邦構成主体政府はテロ対策の立案から実施、テロ後の被害者救済まで、多様な役割を担う存在と規定されているのが特徴である。なお、テロ対策強化法は公布と同時に施行されるが、このうち、刑法典の改正を定めた第4条のみは2015年1月1日から施行される。

おわりに

ロシア国内外の情勢変化により、ロシア政府は今後、テロの脅威がさらに高まると予測している。本稿において解説した一連のテロ対策強化は、このような厳しい情勢認識を反映したものと見えよう。

改めて整理すると、近年のテロ対策強化は、対テロ担当機関（FSB等）の権限強化、テロ行為の実施及び関与に対する厳罰化、連邦構成主体政府及び地方自治体なども含めた横断的・広域的なテロ対策の3点を挙げることができよう。

今後、テロ対策に関して注目されるのはインターネット規制である。以前からロシア政府は

テロ対策や過激主義対策として、インターネットの閲覧制限や通信監視を行ってきた。さらにテロ対策法の改正と同日の2014年5月5日には、連邦法第97号「情報通信網を使用した情報交換の調整に関する連邦法「情報、情報技術及び情報保護について」及び個別の連邦法の改正について」⁽²⁵⁾が施行され、インターネットのブログ利用にも制限が課された。

この改正により、1日に3,000以上のアクセス数があるブログの運営者は、ブログ上で国家機密を漏えいしないこと、掲載する情報の信ぴょう性を確保すること、民法典に違反して他者の生活に関する情報を漏えいしないこと、選挙及びマスメディアに関するロシア連邦の法律を遵守すること、姓、イニシャル及びメールアドレスを公表することなどが義務付けられた。また、インターネットで情報発信を行う事業者は、連邦政府の担当官庁に届け出を行うこと、発信した電子情報を6か月間、犯罪捜査のためにロシア連邦領内に保存しておくことなどを求められる。さらに今後は全てのインターネット通信をFSBが監視できる法整備も検討されており⁽²⁶⁾、サイバー分野におけるテロ対策が今後の焦点となってくると考えられる。

ただし、こうした動きについてはテロ対策に名を借りた言論弾圧であるとの批判もロシア国内では強く、今後の動向が注目される。

(こいずみ ゆう)

(25) Федеральный закон Российской Федерации от 05.05.2014. N 97-ФЗ. *О внесении изменений в Федеральный закон "Об информации, информационных технологиях и о защите информации" и отдельные законодательные акты Российской Федерации по вопросам упорядочения обмена информацией с использованием информационно-телекоммуникационных сетей.* <<http://www.rg.ru/2014/05/07/informtech-dok.html>>

(26) 全てのインターネットプロバイダーに対して過去12時間の通信記録を保存し、FSB等の情報機関が閲覧できるようにすることを義務付ける連邦通信省規則の制定が検討されている。規則の草案そのものについては公表されていないが、同規則を承認する省令草案はロシア連邦政府のポータルサイトに掲載され、一般国民からの意見を受け付けている。<http://regulation.gov.ru./project/1197.html?point=view_project&stage=2&stage_id=49>